

第4編 民 生

1、厚 生

(イ) 生活保護法による扶助状況

昭和二十六年分

| 種 別 | 扶 助 人 員 | 金 額 | 備 考 |
|---------|---------|---------|-------------|
| 生 活 扶 助 | 1,188 | 595,090 | 4月から9月迄半ケ年分 |
| 医 療 扶 助 | 56 | 316,828 | 9月からは県の直接扱と |
| 住 宅 扶 助 | 264 | 83,517 | なる。 |
| 出 産 扶 助 | 1 | 900 | |
| 葬 祭 扶 助 | 2 | 3,600 | |
| 教 育 扶 助 | 528 | 7,305 | |
| そ の 他 | 1 | 50 | 患者移送費である。 |

昭和27年11月1日生活扶助を受けている世帯と人員数は次の通り。

被 保 護 世 帯 57世帯
被 扶 助 者 179人

(ロ) 身体障害者

身体障害者は11月1日現在で96名ある。

未亡人への生業資金貸付

昭和27年度に於て未亡人に対する母子生業資金よりの貸付は、第一次申込額に対し貸付決定額三人分六万五千円、第二次申込九万円に対し決定額三人分七万円であつた。

(ハ) 児童福祉事業

昭和23年4月から児童福祉法が実施されて、町に於て保育所を設置すべきであるが、幸ひ下町円通院で保育所を設置したので当分の内便宜その施設に保育の必要ある者を委託している。昭和27年11月1日現在の委託人員は19人、1人当りの委託費平均額は23.20銭である。

2、保 健 衛 生

終戦后政府の積極的な指導による対策の実施と、町民の防疫思想の普及によつて町の保健、衛生は著しく改善されてきた。

(イ) 醫 療 従 事 者

| 医 師 | 齒科医 | 産 婆 | 薬劑師 | 看護婦 | 保健婦 | 獸 医 | 鍼灸医 | 按 摩 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 10 | 10 | 9 | 5 | 11 | 2 | 5 | 7 | 8 |

(ロ) 保 健 對 策

役場民生課内に衛生係主任1人、補助係1人を置き、大月保健所の指示指導によつて保健対策に専念している。尙、医療従事者中より防疫委員20名を設けて衛生上協力を得ている。

(ハ) 傳 染 病 豫 防

最近六ヶ年間の傳染病發生狀況

| 病 名 | 年 次 | 昭 和 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|---------|-----|-------------|------|------|------|------|------|
| 赤 痢 | | 103 | — | 3 | 26 | 2 | 1 |
| 発 疹 チブス | | 13 | — | — | — | — | — |
| 腸 チブス | | — | — | — | — | — | — |

(ニ) 豫 防 接 種

昭和23年7月公布実施された予防接種法によつて、毎年予防接種を実施している。昭和26年中の接種狀況は次表の通りである。

| 種 別 | 該 当 予 定 人 員 | 接 種 人 員 |
|---------------------|-------------|---------|
| 定 期 種 痘 | 950人 | 874人 |
| 腸 巴 ラ チ ブ ス 予 防 接 種 | 7,500 | 6,299 |
| 結 核 予 防 ツ 反 検 査 | 5,500 | 4,563 |
| 同 B C G 接 種 | 3,500 | 2,747 |
| ジ フ テ リ ヤ 予 防 接 種 | 377 | 314 |
| 百 日 咳 予 防 接 種 | 587 | 467 |

(ホ) 鼠族昆虫の駆除

伝染病菌の媒介をする鼠族昆虫類の撲滅を期するため、毎年夏季町内の各家庭を指導し啓蒙し薬剤、器具等を廉価に斡旋して駆除作業を実施している。

本年度の駆除に従事した陣容は次の通りであつた。

衛生係主任=班長=駆除班員4人。

(ヘ) 塵芥処理

常置清掃夫2人を以て町内を巡回、各戸のじん芥をとりまとめ処理場に運搬して町内の清掃につとめている。

(ト) 公共便所

町内の中央部たる仲町と下町の境に公共便所1ヶ所を設けてある。

(チ) 火葬場

町の北部宇原生桂川べりに火葬場1ヶ所を設置してある。燃料は薪炭式で使用者の負担とし、使用料は満10才未満の者25円、10才以上の者50円、他町村の利用者はこの5割増しである。昭和26年度の使用実績は次のようであつた。

| 種 | 別 | 町 | 内 | 町 | 外 | 計 |
|---|---|---|-----|---|----|----|
| 大 | 人 | | 19回 | | 6回 | 25 |
| 小 | 人 | | 3 | | 2 | 5 |
| | 計 | | 22 | | 8 | 30 |

3. 公益質屋

昭和9年4月高尾町へ公益質屋を設け生活難に悩む庶民のため金融の便をはかり貸付成績は順調に推移していたが、昭和16年大東亞戦争以来質物の関係と貨幣価値下落の関係上利用者少くなり、殆んどその機能を停止したので、昭和20年以來事業を一時休止中であつたが、経済状態も順次落付くとともに庶民の金融難も追々増加したので昭和27年度から公益質屋を再開、庶民金融をはかることとした事業再開の経営方針は大要次の通りであ



公益質屋

る。

貸付資金 五十万円
 貸付金額 質物評価額の七割以内
 貸付利率 月三分
 貸付限度 一口千円迄 一世帯五千円迄
 流質期間 四ヶ月

流質による売却代金の残金は返還する。

昭和27年7月14日開始以来の貸付並返済状況は次表の通り。

| 月 別 | 貸付金額 | 口 数 | 返済金額 | 口 数 | 期末現在 | 口 数 |
|---------|-------------|-----|------------|-----|-------------|-----|
| 7月14日より | 円 42,850 | 57 | 円 2,600 | 4 | 円 40,250 | 53 |
| 8 月 | 75,850 | 102 | 4,300 | 5 | 111,800 | 150 |
| 9 月 | 50,900 | 80 | 20,150 | 27 | 142,550 | 203 |
| 10 月 | 57,800 | 84 | 36,700 | 50 | 163,650 | 237 |
| 11 月 | 71,200 | 93 | 40,550 | 58 | 194,300 | 272 |
| 計 | 298,600 | 416 | 104,300 | 144 | | |

4、町 営 住 宅

住宅難緩和の一環として昭和25年度引揚者住宅4戸、昭和26年度引揚者住宅四戸を県費の補助を得て仲町公園上隣りへ建設した。

昭和27年度には公営住宅法による公営住宅5戸の割当を受け、国庫の補助を得て弁天町山の根に建設した。詳細は次の通り。

町 営 住 宅 調

| 種 別 | 戸数 | 使用料 月 額 | 一戸当り 平均建築費 | 国庫補助 | 県費補助 | 町負担 | 平均 建坪 |
|---------|----|------------|---------------|---------|--------|--------|----------|
| 引揚者住宅 | 8 | 円 250 | 円 73,625 | — | 66,262 | 6,362 | 坪 7 |
| 公 営 住 宅 | 5 | 800 | 216,444 | 132,800 | — | 83,644 | 9 |

昭和28年度に於て公営住宅20戸、29年度に於て10戸の割当を受けているので、適当の場所に建設すべく計画中である。